

## 銀行外形訴訟における東京都の準備書面の骨子

本件外形標準課税は、地方税法に適合し、憲法にも適合している。

事業税は、地方公共団体が提供する保健衛生、道路、警察、消防など諸々の行政サービスに対する対価を租税という形で負担してもらう応益税である。

地方税法は、法人事業税額を算定する際の課税標準を、電気供給業等の収入金課税4業種を除き、所得としているが、これら以外の法人については、所得によっては適切な税負担を求めることができないという「事業の状況」にあるときは、資本金等の外形基準を用いることができるとしている。この場合に、どのような業種を対象として外形標準課税を導入するか等については、地方公共団体の裁量に委ねられている。

銀行業等は、バブル期以後もそれ以上の業務粗利益をあげていながら、不良債権処理で多額の損失処理をしているために、所得が激減し、その結果、事業活動の規模はバブル経済期と変わらないのに、法人事業税額が極めて少なくなっている。これに対し、不動産業、建設業、製造業等も、バブル期以後は、税額が減っていることには変わらないが、業務粗利益に相当する売上総利益も大きく減っている点で、銀行業等とは事業の状況が大きく違っている。

不良債権処理という経理上の損失処理の結果、多額の業務粗利益をあげていながら、事業税をほとんど負担していないのは、銀行業等だけである。事業規模や活動量に見合った事業税の負担をしないというのは、不公平であるから、課税標準を所得に代えて業務粗利益とする外形標準課税を導入したのである。

中小金融機関に対しては、政策的配慮をして、資金量5兆円未満の銀行業等を本件条例の適用対象外とした。

本件条例は、都議会において、1名を除く議員全員の賛成で可決制定されたものであり、都民のアンケート調査結果でも、圧倒的多数が支持している。

[あなたのご意見等をお聞かせください](#)

本件外形標準課税は、地方税法に適合し、憲法にも適合している。主な争点及び東京都の主張（準備書面の概要）については、以下のとおりである。

## 1 事業税の性格は応益税

事業税は、次のとおり、応益原則に立脚した税であることは明らかである。

事業税は、その前身である営業税のときから、これまで、ほぼ一貫して外形標準課税を採用できるものとし、現に電気供給業等 4 業種には収入金課税を採用しており、これ以外の業種についても、「事業の状況」に応じ、資本金額等の外形標準により課税することができるとされている。

法人事業税は、地方税法（以下「法」という。）72 条の 12 により、収入金課税とされている例外 4 業種を除いて、所得を課税標準としているが、これが法人道府県民税法人税割と二重課税であるとされていない。

法人事業税の所得の計算において、法人税の例によらない特有の加算減算項目の規定がある。

政府税調答申も、「事業税の課税標準については、事業の規模ないし活動量あるいは収益活動を通じて実現される担税力を表す何らかの所得金額以外の基準を求めて、これを課税標準とすることが適当である」としている。

## 2 地方税法 72 条の 19 に規定する「事業の状況」の解釈

### (1) 「事業の状況」の解釈

法 72 条の 19 に定める「事業の状況」とは、所得によらないで売上金額等を課税標準とした方が、当該事業活動の規模をより適正に把握できるような場合をいうものと解され、また、所得で課税すると極めて不公平になる事情を広く含む概念であると解される。

地方公共団体には、憲法上、地方税の課税要件及び税率等について自主的に決定することが認められており、法 72 条の 19 はこれを具現化したものであるから、どのような業種に外形標準課税を導入するか、いかなる範囲・課税要件を選択すべきか、導入期間をどうするか等については、当該地方公共団体の立法裁量に委ねられている。

### (2) 銀行業等に限った理由

銀行業等においては、いわゆるバブル期よりも多い業務粗利益をあげながら、不良債権処理に係る損失が多額に及び所得が極端に減少したことから、

行政サービスの対価としての法人事業税をほとんど負担しておらず、しかも、税収動向が極めて不安定であり、今後、事業活動に見合った負担をほとんど期待できないという、銀行業等特有の事業の状況がある。これまでのような所得基準によったのでは、税負担の公平性・安定性が確保できず、応

益税とされる事業税の機能を維持できないことから、外形基準によることとしたのであり、憲法 14 条の「法の下での平等」に反しない。

平成元年度から 9 年度までの東京都の法人事業税収について、ピーク時とボトム時とを比較して大きく落ち込んでいるのは、建設業、証券業、不動産業、銀行業等であるが、銀行業等以外の業種は、売上総利益も同様に低下しており、売上総利益（業務粗利益）が増加しながら税負担が大幅に減少しているのは銀行業等のみであった。

### (3) 資金量 5 兆円以上の銀行業等に限った理由

中小金融機関に対して本件外形標準課税を適用するとした場合には、その経営に何らかの影響を与えることが憂慮されるばかりでなく、これらの金融機関の税負担増が、貸出金利の引上げといった形で中小零細企業に転嫁されることも考えられることから、いわゆる大手行との体力差等を考慮すると、中小金融機関に対する配慮が必要である。

日銀の金融経済統計月報では、信組、信金、第二地銀（旧相銀）が「中小企業金融機関」として位置づけられており、これらを本件外形標準課税の対象から除外するには、資金量 5 兆円が基準となる。

資金量 5 兆円によって本件外形標準課税の適用対象を区分するに当たって、法 6 条 2 項の不均一課税の手法を用いていないから違法であるとする原告らの主張は、法 6 条 2 項は課税標準の変更には適用されず、税率又は税額の軽減に適用されるのであるから、誤解に基づくものである。

条例により事業税に人的事情を考慮した例はいくつもあるが、「物税である事業税に人的事情を持ち込むことは、法が明示的に許容する場合を除き、一切許されない」とする原告らの主張は、憲法が保障する地方自治に反する危険な考え方である。

## 3 課税標準である「業務粗利益」の妥当性

外形標準課税の課税標準としては、資本金額、従業者数、事業活動価値等の種々の類型があるが、銀行業等の課税標準としては、業務粗利益以外にはそれぞれ難点があり適当でない。一方、業務粗利益は、全国銀行協会が自認するように、銀行業本来の業務に係る収益であり、銀行業等の事業規模又は活動量を示すのに適当な指標である。

業務粗利益から貸倒損失を控除しないこととしたのは、銀行によっては不良債権処理額に相当する利率が貸出金利を上回っているなど、仮に貸倒損失を業務粗利益から控除すれば課税標準がマイナスになって、外形標準課税を導入する意味がなくなる。

本件外形標準課税においては、或る期において実現された「粗利」、すな

わち、業務粗利益を課税標準として定義したのである。

銀行の付加価値については、わが国の実定法上、確立された概念ではなく、消費税法でも非課税とされている。原告らは、業務粗利益に代わる銀行業等の事業規模又は活動量を示す適切な指標を未だに示せないでいる。

#### 4 所得基準による税負担との均衡

法 72 条の 22 第 9 項を合理的に解釈すると、所得基準による課税において一定の税負担をしていたこととの均衡における税負担と解される。

法は、この均衡要件について何ら規定していないが、原告らの主張するように特定の単年度で比較すると恣意が入り込む余地があり、バブル期を挟んで税負担の変動の著しい銀行業等にあっては、或る程度の期間を通じた税負担を勘案していくことが不可欠である。バブル前、バブル期、バブル崩壊後のいずれの期間をも含んだ過去 15 年間の税収実績に基づき、税率 3 % (特別法人は 2 %) としたものであり、過大な負担ではない。原告らの過去 20 年間で 3,800 億円もの支払超過があるとの主張は、本件条例による負担額がむしろ穏当な額に止められたことを示している。なお、旧自治省の法人事業税の改革案においては、過去 10 年平均をとっている。

事業税は、事業の規模又は活動量に応じて負担すべきものであり、法人が受ける特定の利益と直接結びつけて負担が決まるものではない。また、都内法人の 7 割を占める赤字法人は、引き続き税負担をしないのであるから、赤字法人を含むすべての法人に対して外形標準課税を導入するものとして算出した原告らの主張する合理的納税シェアは、比較の対象を誤ったものであり、不適切である。

#### 5 その他の争点

本件外形標準課税が「国の金融政策等に反するものであり、憲法 94 条の地方団体の課税権を逸脱している」とする原告らの主張は、法定外税の新設・変更の際の総務大臣との協議を義務付けた法の明文規定を見落とした議論であり、法 72 条の 19 にはこのような調整を求める文言はない。また、過去の立法例によれば、国の金融政策上の要請があれば、その都度法改正がなされてきた経緯がある。

税効果会計による繰延税金資産の減少は、権利の名に値しない期待的利益の減少にすぎず、法律上の損害には当たらない。

株価、格付けの下落による信用低下も違法行為がないのであるから、損害賠償請求は失当である。

## 東京都外形標準課税条例無効確認等請求事件における原告並びに被告の主張（準備書面の対比）

主な争点	銀行側の主張（要旨）	東京都側の主張（要旨）
「事業税の性格」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業税は、例外四業種を除き、課税標準を「所得」としているため、応能原則を採用している。事業税が応益課税であることを示す明文の規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業税が応益課税であることは、その歴史的沿革や法人道府県民税と二重課税とされていないこと、事業税特有の加算減算項目の規定があることから明らかである。</li> </ul>
「事業の状況」の解釈等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税負担の公平性の確保のためには、課税上、銀行業等と他業種とを同一に取り扱わなければならないが、銀行業等のみに限定して導入する正当な理由はない。外形標準課税は、全業種一斉に導入すべきで、特定の業種のみへの導入は、地方税法の規定から許されない。</li> <li>○ 「事業の状況」とは、「制度的な特別の理由」、「恒久的な構造的特徴」がある場合に限られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務粗利益（売上総利益に相当）がバブル期よりも著しく増加しているにもかかわらず、多額の不良債権損失処理により、税負担をほとんどしておらず、税収動向も極めて不安定であるのは、銀行業等だけである。</li> <li>○ 「事業の状況」は左記に限られず、特定の業種に導入できることは、地方税法の規定上明らかであり、そう解釈しないとすれば、この規定の存在意義そのものがなくなる。どのような業種を対象に導入するか等については、自治体の立法裁量に委ねられている。</li> </ul>
資金量5兆円の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行業等という同一の事業について資金量5兆円によって区分することは、不合理であり、許されない。</li> <li>○ 上記の区分に当たって、地方税法に規定する不均一課税の手法を採っていないので、違法である。</li> <li>○ 物税である事業税に人的事情を持ち込むことは、法が明示的に許容する場合を除き、一切許されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資金量5兆円未満の銀行業等を除外したのは、裁量による中小金融機関への政策的配慮であり、合理性がある。</li> <li>○ 不均一課税は、課税標準の変更には適用されない。</li> <li>○ 条例により事業税に人的事情を考慮した例はいくつもあるが、こうした自治体の裁量を許さないとする主張は、憲法が保障する地方自治に反する危険な考え方である。</li> </ul>
課税標準である「業務粗利益」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務粗利益は、売上総利益に対応する概念ではなく、銀行監督上の特殊な概念である。</li> <li>○ 貸倒れを控除しないことは、貸倒れを想定して金利を設定している銀行業等の業務実態を反映していない。業務粗利益を課税標準としたことは、重大な誤りである。</li> <li>○ 業務粗利益は、銀行の付加価値とかけ離れており、理論的にも不適切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務粗利益は、銀行業等の業務をほぼ網羅でき、事業規模や活動量を適切に表す指標である。</li> <li>○ 貸倒れを控除すると、課税標準がマイナスとなって、外形標準課税とする意味がない。或る期に実現された「粗利」を課税標準とするように定義したのである。</li> <li>○ 銀行の付加価値は、わが国の実体法上、確立された概念ではなく、消費税法は非課税としている。</li> </ul>
「税負担の均衡の問題」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外形基準による税負担額は、政府税調が示す外形基準等による試算と比べて、6～11倍の過大な負担となる。過去20年間の納税額では、3,800億円もの支払超過がある。</li> <li>○ 税負担の均衡要件は、実際に外形標準課税が生じる年度における所得課税との単年での比較が相当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税負担は、過去15年平均の納税額としたので、過大ではない。3,800億円の支払超過の主張は、外形標準課税による負担がむしろ穏当な額に止められたことを自認している。</li> <li>○ 税負担の均衡要件を、原告らの主張のように解すると、外形標準課税の存在理由を否定することになる。</li> </ul>